

利用料表（概算）

神港園しあわせの家デイサービスセンター
令和8年8月1日
単位（円）

I 介護保険サービス利用料【認知症対応型Ⅰ・Ⅱ】

要介護度	サービス種別	介護保険基本金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
		1回	1回	1回
支援1	6時間以上7時間未満	730	1,459	2,188
支援2	6時間以上7時間未満	813	1,625	2,437
介護1	6時間以上7時間未満	843	1,685	2,527
介護2	6時間以上7時間未満	934	1,868	2,802
介護3	6時間以上7時間未満	1,024	2,047	3,070
介護4	6時間以上7時間未満	1,111	2,222	3,333
介護5	6時間以上7時間未満	1,202	2,403	3,604

Ⅱ その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	給食等の食事	昼食、おやつ等の料金	1回	800
2	タオルリース	入浴時のバスタオル等リース料金	1回	33
3	連絡ファイル	連絡票、配布物等を入れるケースファイル	初回・紛失時	517
4	各種クラブ活動	各種クラブ活動に必要な備品購入等にかかる料金	1回	実費
5	外出レクリエーション	外出レクリエーションにかかる料金	1回	実費
6	イベント食代	昼食、おやつ等の料金	1回	実費
7	排泄物品	利用時におけるはき替え用のパッド、パンツ等料金	1回	実費
8	レンタル衣類	利用時における貸出衣類の洗濯代	1回	220
9	衣類	利用時における着替え用衣類を購入した場合の料金	1回	実費

※Ⅰ・Ⅱにおいて該当する部分の合計額が個人負担額の概算金額となります。

Ⅲ その他の実費サービス

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	理美容	カット等の理美容にかかる料金	1回	1,800

裏面に続きます。

介護保険サービス 加算項目一覧

単位(円)

Ⅳ①【要支援１・２】介護保険サービス利用料

加算名称	日額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算Ⅰ	43	86	128	入浴介助を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	64	128	192	基準に適合する事業者による、４０歳以上６４歳未満の認知症利用者を対象とし、指定認知症対応型通所介護をおこなった場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24	47	71	当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70/100以上であること、若しくは勤続年数10年以上の介護福祉士が25/100以上であること
加算名称	月額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
生活機能向上連携加算Ⅱ/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合/月	107	214	320	外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成すること
個別機能訓練加算	29	58	87	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行った場合
科学的介護推進体制加算/月	43	86	128	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況他の情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど上記情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する
送迎未実施減算(片道)	-51	-101	-151	事業所が送迎を行わなかった場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□	基準単位＋各加算に236/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

Ⅳ②【要介護１～５】介護保険サービス利用料

加算名称	日額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算Ⅰ	43	86	128	入浴介助を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	64	128	192	基準に適合する事業者による、４０歳以上６４歳未満の認知症利用者を対象とし、指定認知症対応型通所介護をおこなった場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24	47	71	当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70/100以上であること、若しくは勤続年数10年以上の介護福祉士が25/100以上であること
加算名称	月額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
生活機能向上連携加算Ⅱ/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合/月	107	214	320	外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成すること
個別機能訓練加算	29	58	87	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行った場合
科学的介護推進体制加算/月	43	86	128	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況他の情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど上記情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する
送迎未実施減算(片道)	-51	-101	-151	事業所が送迎を行わなかった場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□	基準単位＋各加算に236/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

概算利用料金

Ⅰ 介護保険サービス利用料

＋

Ⅱ その他のサービス利用料

＝

合計